

三木市公告第 30 号

三木市備品の売却にあたり、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び三木市契約規則（平成 4 年 3 月 30 日規則第 9 号）第 2 条の規定により、下記のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

三木市長 仲 田 一 彦

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 GIGA スクール端末の売却
- (2) 入札に付する（売却する）物件

区分	製品名	メーカー	データ 消去済	データ 消去済 画面・ 天板破 損	データ 消去済 画面破 損・キ ーボー ド無し	eMMC 物理 破壊	台数 計
GIGA ス クール 端末	ideapad D330	Lenovo	4,394	201	0	70	4,665
	ARROWS Tab Q739/AB	富士通	1,054	5	4	20	1,083
付属品 等	ideapad D330 用新品キーボード 226 個、新品 AC アダプタ 103 個。 なお、各端末には AC アダプタを含む。						
売却単 位	上記端末及び付属品等を一式として一括売却する。						
最低売 却価格	金 1,754,800 円（税抜）						

※ 本件は、上記物品を一括して売却するものであり、買受者は再使用可能な端末については再使用を行い、再使用が困難な端末又は再使用後の端末については、関係法令に基づき適正に再資源化又は処分すること。搬出、積込、運搬、保管、データ消去又は物理破壊、再使用、再資源化、処分、証明書発行その他本件に必要な諸費用は、買受者の責任及び負担とする。

※ 対象物品の現状写真は、別紙「データ消去済み PC 写真」のとおりとする。

- (3) 引渡場所 三木市立教育センター

搬出場所は、三木市立教育センター内の三木市教育委員会が指定する場所とする。

- (4) 引渡期限 令和9年1月13日（水）まで
具体的な引渡日時は、契約金額納入後に、買受者と三木市教育委員会で調整の上決定する。
この契約に伴い発生する搬出、積込、運搬、保管、データ消去又は物理破壊、再使用、再資源化、処分、証明書発行その他本件に必要な諸費用は、買受者の責任及び負担において適切に処理すること。
連絡先 三木市教育委員会教育振興部教育センター
電話番号 0794-83-2020

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、本件の趣旨を理解し、対象機器について、再使用可能なものは再使用し、再使用が困難なものは関係法令に基づき適正に再資源化又は処分できる者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当する者。
- (2) 市町村税、所得税又は法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) 三木市職員（会計年度職員を含む）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（ただし、再生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く。）
- (5) 三木市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者に該当する者
- (6) 本入札の参加申込締切日から落札決定までの間において、三木市指名停止基準に基づく指名停止措置の期間がある者
- (7) 使用済情報機器の再使用、再資源化又は処分に係る実績を有さない者
- (8) 対象機器の引取後から処理完了までの管理体制を明示できない者
- (9) データ消去又は物理破壊を確実に実施できない者
- (10) 三木市教育委員会が指定する単位で証明書を発行できない者
- (11) 受領後から再使用、再資源化又は処分完了までの間、紛失、盗難、情報漏えい、不法投棄、不正転売及び不適正な海外輸出を防止するための管理体制を有していない者

3 入札参加の申込み及び資格の確認

入札に参加する者は、次のとおり申込みを行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申込受付期間
令和8年9月29日（火）から令和8年11月4日（水）まで（土、日、祝日を除く。）
- (2) 申込受付時間

午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで

(3) 提出先

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市総務部 財政課契約係（三木市役所本庁舎4階）

電話番号 0794-82-2000（代表） 内線2453

(4) 提出方法

持参又は郵送

ただし、郵送の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかとし、令和8年11月4日（水）午後4時までに必着とする。

(5) 提出書類

A) 法人の場合

ア 入札参加申込書（指定様式）

イ 誓約書（指定様式）

ウ 印鑑証明書（法務局が発行するもの）

エ 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書

オ 市町村税の納税証明書（市町村税の滞納がないことを証する書類）

カ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
（税務署の納税証明書「その3の3」）

キ 委任状（指定様式・本社以外で入札、契約する場合のみ）

ク 一般競争入札参加資格者証送付用封筒（表に申請者の住所及び氏名を記載し、返送用の切手を貼付した長3号封筒）

B) 個人の場合

ア 入札参加申込書（指定様式）

イ 誓約書（指定様式）

ウ 印鑑登録証明書（住所地の市町村が発行するもの）

エ 公的身分証明書（顔写真付き）の写し

例：マイナンバーカード、運転免許証等

オ 市町村税の納税証明書（市町村税の滞納がないことを証する書類）

カ 所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
（税務署の納税証明書「その3の2」）

キ 同意書（指定様式・未成年者、被保佐人、被補助人のみ）

ク 一般競争入札参加資格者証送付用封筒（表に申請者の住所及び氏名を記載し、返送用の切手を貼付した長3号封筒）

※ いずれも発行日から3ヵ月以内のもの。

※ ウ、エ、オ及びカについては、写し可とする。

※ 三木市入札参加資格者名簿に登録されている者は、ア、イ及びク以外の書類の提出について省略することができるものとする。

※ 指定様式は、三木市ホームページからダウンロードすること。

(6) 入札参加資格の審査及び結果通知

ア 審 査

提出された書類および資料等により入札参加資格を確認する。

イ 結果の通知

参加資格の可否について、令和8年11月17日（火）付けで参加資格書を発送する。（電話による問い合わせは受付しない。）

4 現状下見会

備品の現状確認のため、次のとおり下見会を行う。

入札にあたっては、必ず下見会に参加し、備品の現状を確認すること。

※ 下見会に参加せず入札した場合は、備品の現状について確認、了承したものとみなし、以後の備品の状態に関する質問には一切応じることはできない。

(1) 開催日時

令和8年11月30日（月） ①午前10時から正午まで

令和8年12月1日（火） ②午後1時から午後3時まで

(2) 開催場所

三木市立教育センター

(3) 下見会申込方法

入札参加申込みの際に、入札参加申込書に、参加を希望する下見会の番号及び日時を記載する。

(4) 下見会に関する問合せ先

三木市立教育センター

電話番号 0794-83-2020

5 質問の方法について

入札に関して質問がある場合は、次のとおり質問すること。

(1) 質問受付期間

令和8年11月30日（月）から令和8年12月4日（金）までの期間の午前9時から午後4時まで。

(2) 質問方法

質問書（指定様式）をメールにより送信すること（郵送による質問は受け付けない。）なお、メールの受信確認を電話にて行うこと。

(3) 質問提出先

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市総務部 財政課契約係（三木市役所本庁舎4階）

メールアドレス zisei@city.miki.lg.jp

電話番号 0794-82-2000（代表） 内線2453

(4) 回答方法

令和8年12月14日（月）に質問及び回答を市ホームページに掲載する。

6 入札の方法

(1) 提出方法

三木市指定の入札書に必要事項を記入の上、封筒に入れ、糊付けで封をし、割印を押印のうえ、封筒の表に件名、住所、氏名、「入札書在中」（朱書き）を記入し、書留郵便で送付または市役所財政課窓口へ持参。

入札書の様式は、三木市ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出期間

令和8年12月16日（水）から令和8年12月22日（火）まで

※ 郵送の場合は、令和8年12月22日（火）午後4時までに必着

※ 持参の場合は、提出期間中の土日祝日を除く午前9時から午後4時まで

(3) 提出先

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市総務部 財政課契約係（三木市役所本庁舎4階）

(4) 開 札

開札日時 令和8年12月23日（水） 午後1時00分

開札場所 三木市役所2階入札室

※ 開札に立会いを希望される入札参加者は、前日までに申出ること。

※ 開札後は、落札者にのみ速やかに連絡します。

7 入札に関する条件

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、及び下記の入札に関する条件に違反した入札は無効又は失格とする。

ア 入札者、又は代理人が当該入札について2通以上した入札でないこと。

イ 当該入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

ウ 連合その他不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

オ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。（いかなる訂正も不可）

(2) 入札回数及び落札者の決定について

ア 入札回数は1回とする。

イ 落札者の決定については、予定価格（最低売却価格）以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、くじ引きで落札者を決定する。この場合に、くじ引きを辞退することはできない。

エ 落札決定後、落札者にのみ、速やかに市から落札者へ電話で連絡する。

オ 入札金額の記載にあたっては、消費税額及び地方消費税額を含まない金額を記入し落札価格とするが、契約締結時には消費税及び地方消費税額を加算した金額で契約を締結する。

8 入札保証金及び契約保証金

入札保証金	免除する
契約保証金	契約金額の 100 分の 10 以上を契約締結期限までに市の発行する納入書により納付すること。ただし、三木市契約規則第 26 条第 1 項ただし書きに該当する場合は免除等を行う場合がある。

9 契約の締結

落札決定後、三木市の定める契約書により契約を締結する。なお、落札決定後の契約辞退はできないものとする。万が一落札者が契約を締結しない（または辞退した）場合は、落札金額の 100 分の 10 に相当する違約金を徴収する。

10 支払条件

落札者は、契約締結後 7 日以内に契約金額を、市の発行する納付書により納付すること。なお、契約保証金を納付した場合は、契約金額から契約保証金を差引いた金額を、市が発行する納付書により引き渡しまでに支払うこととし、契約保証金は引き渡し完了後に契約金額に充当することとする。

また、納入通知書領収書の写しを三木市教育委員会担当者へ提出すること。

11 その他

- (1) 売却物品は現状有姿での引渡しとし、使用による汚れ、傷、故障、部品の欠損その他不具合が含まれる場合がある。
- (2) 三木市は、売却物品について契約不適合責任を負わない。また、引渡し後に売却物品が契約の目的に適合しないものであることを発見しても、三木市は一切の責任を負わない。
- (3) 一度引渡した売却物品は、いかなる理由があっても返品又は交換はできない。
- (4) 買受者は、対象機器について、まず再使用を優先して検討すること。再使用が可能なものは適正に再使用し、再使用が困難なもの又は再使用後の端末は、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法その他関係法令に基づき、確実に国内で再資源化又は処分すること。
- (5) 対象機器内の記録媒体については、再使用又は再資源化の別にかかわらず、復元困難な方法により確実にデータ消去又は物理破壊を行い、その方法、実施日、対象台数、端末識別情報等を記載した証明書を三木市教育委員会へ提出すること。
- (6) 買受者は、再使用台数、再資源化又は処分台数、処理方法及び処理完了日を記載した報告書を提出すること。
- (7) 買受者は、引渡し後から再使用、再資源化又は処分完了までの間、紛失、盗難、情報漏えい、不法投棄、不正転売及び不適正な海外輸出が生じないよう適切に管理すること。
- (8) 入札参加申込に要する費用は申込者の負担とする。
- (9) 提出された入札参加申込書等の書類は返還しない。
- (10) 申込受付期間以降は、原則として入札参加申込書等の書類の差替え及び再提

出はできない。

- (11) 入札参加申込書等の書類に虚偽の記載や偽造をした者は、三木市指名停止基準により指名停止となり、その者のした入札は無効とする。また、それにより発生した損害について賠償を請求することがある。
- (12) 入札をした者は、入札後この公告、仕様書等について、その不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (13) この公告及び仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、別途三木市教育委員会と買受者で協議を行うものとする。

12 問合せ先

【入札手続に関すること】

三木市総務部 財政課契約係

電話番号 0794-82-2000（代表） 内線2453

【売却物品・仕様書に関すること】

三木市教育委員会教育振興部教育センター

電話番号 0794-83-2020